

法人税法の 考え方・ 読み方

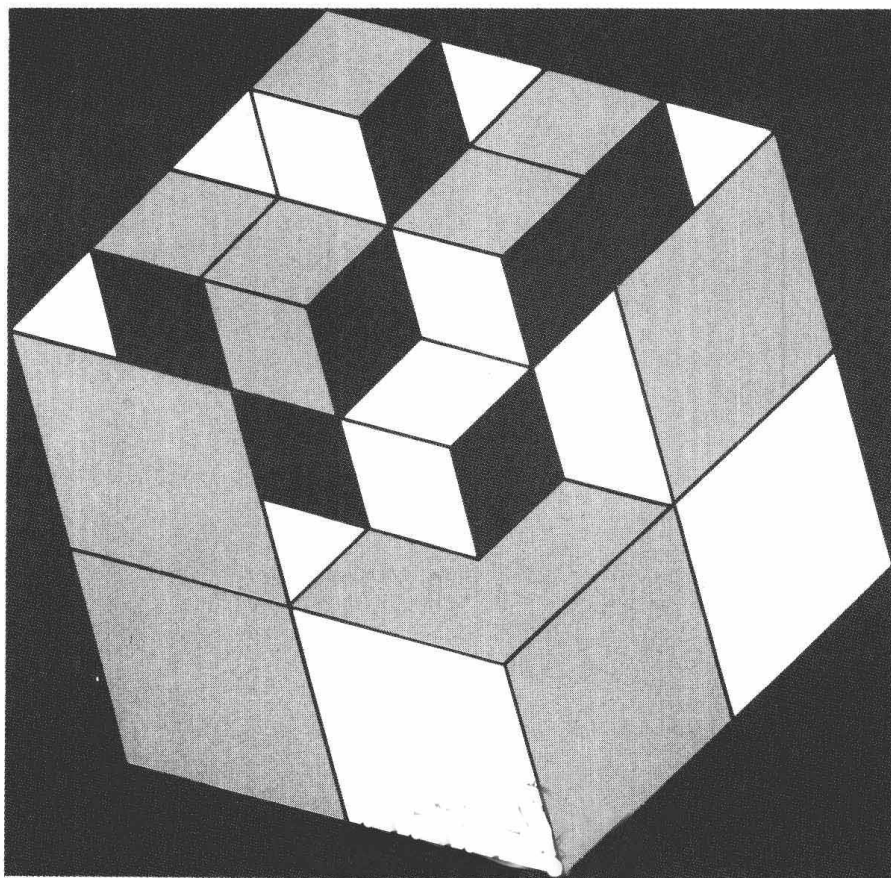
著者 渡山 辺本 淑夫 共著

税務経理協会



法人税法の 考え方・ 読み方

税務経理協会



著 者 紹 介

わた なべ よし お
渡 辺 淑 夫

- 明治大学商学部卒，新潟県出身
- 国税庁特別審理室，同審理課，同法人税課を経て，現在東京国税局調査第二部に勤務
- 明治学院大学経済学部講師（兼任）
- 主な著書に，要説法人税法（税務経理協会），基本法人税法（同），外国税額控除（同文館），法人税法・その理論と実務（中央経済社），公益法人課税の理論と実務（財経詳報社），体系制度会計・共著（中央経済社），法人税法の重点詳解（同）等がある。

やま もと もり ゆき
山 本 守 之

- 東京都出身
- 昭和33年税理士試験合格，同38年税理士開業
- 東京経済大学，産業能率短期大学及び各地税理士受験校における法人税法担当の講師
- 日本税務会計学会常任委員
- 東京税理士会会員相談室委員
- 主な著書に法人税理論問題演習（税務経理協会），法人税計算問題演習（税務研究会），法人税がわかる本（日本実業出版社），税法のことがわかる本（同），税理士になる法（同）等がある。

著者との契約により検印省略

2032-0329-3911

昭和58年1月20日 初版発行

法人税法の考え方・読み方

定 価 2,800円

著 者	渡 辺 淑 夫 山 本 守 之
発 行 者	大 坪 嘉 春
印 刷 所	税経印刷株式会社
製 本 所	三 森 製 本 所

発 行 所 東 京 都 新 宿 区 株 式 税 務 経 理 協 会
下 落 合 2 丁 目 5 番 13 号 会 社

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)

乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 渡辺淑夫・山本守之 1982

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは，法律で認められた場合を除き，著者及び出版社の権利侵害となりますので，コピーの必要がある場合は，予め当社あて許諾を求めて下さい。

は し が き

法人税は、法人の利益に対して課される税金ですが、法人税の納税義務を負っている法人の数は年々増加し、昭和56年6月の国税庁の調査によると、現に活動中の普通法人（株式会社・有限会社等の営利法人）は144万9,000余にのぼっています。

かりにこれらの法人1社ごとに平均2人ずつの経理担当者がいるとして約290万人、その法人税の申告に関与する税理士、公認会計士等の職業会計人の数が4万人、法人税の調査に当たる税務署の法人税担当職員および国税局の調査部の職員がおよそ1万5,000人として、合計で300万人弱の人々が直接・間接に法人税法によってその生活の糧を得ていることになります。

さらに、大学等において租税法を研究している研究者や学生、今後職業会計人としての道を目指して法人税法を学習している人々を加えたら、さらにぼう大な数の人々が法人税法と深いかわりを持つことになりますから、その影響の大なることは想像を超えるものがあります。

ところが、一口にして言えば、法人税法は複雑にして難解、学ぶに遠い法律として敬遠される傾向が強いのは何故でしょうか。

もともと税法は、生成発展する経済社会に順応して租税収入の確保を図るという目的を持つほか、産業経済に与える影響力を考えて、いろいろな政策的な要請が税制に織り込まれるため、法令・通達の内容が複雑多岐にわたることはある程度やむを得ない面があります。

しかしながら、法人税法には、その表面的な複雑さとは別に、基本的な考え方というものが底流となって貫かれていますから、これを理解することができれば、おそらくその時から“法人税法は案外やさしい”ということになると思います。

従って、単に個々の条文や通達を機械的に暗記したり、字句を追うことだけに終始せずに、その背後にある基本的な考え方や経緯を理解し、その理解の上

に立っていま一度法人税法を眺めてみることに、その学習を進めて行く上で最も大切なことではないでしょうか。

にもかかわらず、従来、このような角度からの学習のために体系的に、かつ平易に整理された法人税法の研究書や解説書は皆無といってよいのが現実であり、これが法人税の正しい理解を遠いものになっている原因の一つではないかとも考えられます。

この小書は、このような現状認識に立って、これから法人税法を学習し、あるいはさらに深く法人税を研究しようとする人々に対して、少しでも正しい知識と情報を提供し、一緒に考える場を広げようという考え方から企画したものです。まず、『税経セミナー』の昭和56年11月号から昭和57年12月号までに14回にわたって連載したところに基づき、必要に応じてこれに加筆補正を加えた上で単行本としたものです。

共著者である山本さんと私とは、かつてその青春の日々を大蔵省税務講習所で一緒に過ごした同期の桜であり、その後歩む道こそ違え、ともに税に学び、税に情熱を燃やし、税に半生を捧げてきた無二の親友であります。この小書では、読者の理解をできるだけ容易にするために、二人の対談で話をすすめる形をとりました。

むろん内容的にはこれで十分ということではありませんし、今後大方のご叱声を得てさらに充実した内容にして行きたいと思っておりますが、この小書が法人税法の正しい理解のために少しでもお役に立つことができれば、これにまさる喜びはありません。

終わりに、本書の企画・校正・印刷・出版に親身のお世話をいただいた税務経理協会の編集の皆様にご心からお礼を申し上げます。

昭和57年12月

渡 辺 淑 夫

目 次

はしがき

1 法人税の性格と法人税制	1
——法人税とはどのような税なのか	
(1) 法人税をめぐる2つの考え方	2
(2) 法人、個人を通ずる課税関係の連続を断たないとい う考え方	3
(3) 調整方式の種類	5
(4) 株主集合体説がわが国法人税に 与えている影響	9
2 法人税の種類	13
——なぜ3つの種類の法人税があるのか	
3 法人税法の体系	19
——法人税法の読み方	
(1) 法人税法はどのような体系になっているか	20
(2) 法規範的解釈（定義—第2条）の読み方	21
4 法人の種類	27
——法人にはどのような種類があるか	

5 納税義務と課税所得等の範囲——33

——なぜ収益事業に課税するのか

- (1) 公益法人等及び収益事業に課税する理由，清算所得に
課税しない理由34
- (2) 人格のない社団等に対して課税する理由37

6 事業年度——39

——事業年度はどんな意味をもっているか

- (1) 事業年度のもつ意味40
- (2) みなし事業年度のもつ意味42

7 同族会社——47

——同族関係者の範囲をどのように考えるか

- (1) 同族関係者48
- (2) 留保控除額は何を示すのか50
- (3) 行為計算否認規定は宣言的なものか51
- (4) 役員認定と使用人兼務役員の制限は特別規定に入るか53

8 実質主義——55

——実質課税原則をめぐる考え方

- (1) 実質主義をとる理由は何か56
- (2) 租税法律主義との関係はどう考えるか57
- (3) 事実認定の原則か租税解釈上の原則か58

(4) 実定法上の規定をどうとらえるか	59
---------------------------	----

9 所得概念.....63

——課税所得をどこまでとらえ，どのように
計算するのか

(1) 純資産増加説と所得源泉説の相違	64
(2) 損益計算思考による所得計算の考え方	65

10 益金の額の計算.....67

——何を益金の額に算入するか

(1) 収益の額とは何か	68
(2) 当該事業年度の「の」の意味	69
(3) 資産の販売を特掲する理由	70
(4) 無償による資産の譲渡でなぜ益金の額が生ずるのか	71
(5) 無償による資産の譲り受け	73
(6) 「その他の取引」とは何か	74

11 損金の額の計算.....77

——何を損金の額に算入するか

(1) 原価，費用，損失の額を区分して規定する理由	78
(2) 損失の額をなぜ損金の額に算入するか	79
(3) 債務確定基準とは何か	81

12	一般に公正妥当と認められる会計処理 の基準	91
	——健全な会計処理は尊重される	
(1)	規定する意味	92
(2)	基準の内容	94
13	資本等取引	99
	——所得金額計算から除外される取引の内容	
(1)	規定する意味	100
(2)	利益処分	101
(3)	資本積立金額	103
14	合併差益金	109
	合併差益金には税務の独特の取扱いが働く	
(1)	合併の本質と所得計算の関係	110
(2)	合併差益金の区分と課税関係	112
(3)	評価益から成る部分を課税する理由	114
(4)	抱合い合併の場合の特別な取扱い	116
(5)	構成順序を置く理由は何か	118
15	企業利益と課税所得	121
	——課税所得は企業利益から誘導的に算出 される	

(1) 確定決算主義と税務調整との関係	122
(2) 内部取引の経理要件	125
(3) 一部の外部取引の経理要件	126
(4) 収益, 費用の計上時期の特別な取扱い	129
(5) 申告調整事項の区分	131

16 収益の認識基準————— 135

——収益はいつ計上するか

(1) 権利確定主義と現行の取扱い	136
(2) 実現主義との関係	137
(3) たな卸資産の販売の計上時期	140
(4) 請負収益の計上時期	141
(5) 固定資産の譲渡収益の計上時期	143
(6) 一面土地条項のある場合の取扱い	145
(7) 取得日の判定規準との関係	146
(8) 貸付金利子等の計上時期	147
(9) 地代, 家賃等の計上時期	148
(10) 商品券の取扱い	150

17 収益等計上時期の特例————— 153

——割賦, 延払, 工事進行基準の取扱い

(1) 割賦販売等と延払条件付譲渡等の場合	154
(2) 長期工事の場合	156

18 売上原価————— 159

——売上原価は期末評価により測定される

- (1) たな卸資産評価の機能 160
- (2) たな卸資産の範囲を規定する理由 161
- (3) 評価方法の種類 163
- (4) 評価計算の単位を定める理由 165
- (5) 法定評価方法を定めた理由 168
- (6) 低価法を認める理由 169
- (7) 取得価額の機能 171
- (8) 選定の単位を置く理由 177

19 原価差額の調整————— 179

——原価差額を調整する考え方

- (1) 調整の手法 180
- (2) 内部振替差額の処理 181
- (3) 調整を省略する場合 181
- (4) 簡便調整の方法 182
- (5) 貸方原価差額の申告調整を認める理由 183

20 有価証券————— 187

——有価証券の譲渡原価は期末評価によって
算定する

- (1) 有価証券の範囲 188

(2) 有価証券の評価と企業支配株式との関係	189
(3) 取得価額の意味	192
(4) 身代り株式等の取得価額	197

21 減価償却..... 201

——減価償却にはさまざまな規則がある

(1) 減価償却資産の範囲のとりえ方	203
(2) 償却の方法の種類	207
(3) 取得価額の意味	209
(4) 耐用年数の考え方	212
(5) 残存価額と償却可能限度額の考え方	215
(6) 償却限度額の計算単位のとりえ方	216
(7) 期中供用資産の取扱い	218
(8) 「償却費として損金経理」の意味	218
(9) 増加償却の考え方	221
(10) 陳腐化一時償却の考え方	222
(11) 資本的支出と修繕費の区分	224
(12) 特別償却の意味	226
(13) 除却価額を規定する理由	229

22 繰延資産..... 233

——繰延資産には税法独特の考え方がある

(1) 繰延資産の範囲	234
(2) 商法上の繰延資産との対比	234
(3) 繰延資産の償却方法	237

(4) 社債発行差金の取扱い	238
(5) 償却期間のとらえ方	239
(6) 償却の開始時期	241
(7) 分割払いの繰延資産の取扱い	242

23 資産の評価損益..... 245

——資産の評価損益は原則として禁止される

(1) 原則的な考え方	246
(2) 別段の定めをした理由	247
(3) 評価益の例外規定の内容	249
(4) 評価損の例外規定の内容	252

24 営業経費..... 257

——営業経費にも損金不算入となるもの
がある

(1) 役員給与の取扱い	259
(2) 寄付金の損金不算入の考え方	270
(3) 交際費課税の理由	274
(4) 損金不算入となる租税公課	277

25 貸倒れと債権償却特別勘定..... 281

——貸倒損失は限定されている

(1) 貸倒損失を認める場合	283
(2) 暫定的貸倒処理としての債権償却特別勘定	291

26 圧縮記帳等———— 305

——受贈益，譲渡益に対する課税延期制度

- (1) 圧縮記帳の考え方 306
- (2) 国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳の考え方 313
- (3) 保険差益の圧縮記帳の考え方 315
- (4) 交換差益の圧縮記帳の考え方 318
- (5) 特定の現物出資の圧縮記帳制度の趣旨 321
- (6) 収用等の課税の特例の考え方¹⁾ 324

27 引当金・準備金———— 329

——引当金・準備金の内容とその考え方

- (1) 債務確定基準との関係 330
- (2) 引当金と準備金の取扱いの差異 331
- (3) 洗替え方式と目的支出充当方式 333
- (4) 賞与引当金の読み方 334
- (5) 洗替え方式の引当金の性格 336
- (6) 法定割合を認める理由 336
- (7) 賞与引当金と未払賞与の関係 337
- (8) 前期末要支給を取崩す理由 338
- (9) 価格変動準備金の積立対象資産 339

28 受取配当等益金不算入———— 341

——益金不算入とする理由とその対象

(1) 制度の趣旨	342
(2) 益金不算入となる受取配当等の範囲	343
(3) 短期所有株式等にかかる配当には適用されない	346
(4) なぜ負債利子を控除するか	346
(5) 一部益金算入制度の考え方	347
(6) みなし配当の趣旨	348
(7) みなし配当と通常配当との差異	350

29 利益積立金額 353

——課税関係の終了した積立金の考え方

(1) 所得等の金額を基礎とした理由	354
(2) 欠損金の合計額の意味	354
(3) 未納法人税等を控除する理由	355
(4) 利益積立金額の性格	356

30 受 贈 益 359

——受贈益は原則として課税する理由

(1) 課税の原則	360
(2) どのような配慮規定があるか	360

31 借地権課税 363

——借地権課税の考え方は法人税法全体 にある

(1) 課税の根拠規定は何か	364
----------------------	-----

(2) 税務上の借地権	366
(3) 特別な経済的利益とは	367

32 外貨建債権債務の換算————— 369

——換算の対象とその理由

対談をおわって.....	373
--------------	-----

1 法人税の性格と法人税制

——法人税とはどのような税なのか

【本章のポイント】

- ① 説明の便宜から使われる法人実在説，法人擬制説を出発点にして法人税の法律的本質に関する理論を展開するのは誤りであり，税制はあくまで租税政策によって組立てられるものである。
- ② ただ，法人と個人との課税関係の連続を断たないことを前提とするわが国法人税制を学ぶ上で，知っておいてほしい知識である。
- ③ 産業活動の拡大と雇用の増大を重視する政策の上に税制が置かれる限り，わが国法人税は，どちらかといえば法人を通してその資本主に課税するという考え方に立脚している。
- ④ この結果，次のような実定法上の定めがある。
 - (ア) 受取配当等益金不算入
 - (イ) 拠出資本を中心にする資本概念
 - (ウ) 比例税率の構造